

運転者職場環境良好度認証制度 実施要綱

国自総第71号

令和元年6月24日

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 認証実施団体（第3条～第15条）

第3章 関係機関（第16条～第19条）

第4章 申出への対応（第20条・第21条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、必要となる運転者を確保・育成するために、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度（以下、「運転者職場環境良好度認証制度」という。）を設ける。

2 この要綱は、運転者職場環境良好度認証制度の実施に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 指定者 国土交通省をいう。

二 認証実施団体 指定者が指定した団体であって、この要綱に基づき、運転者職場環境良好度認証制度の運営に係る業務（以下「認証業務」という。）を行うものをいう。

第2章 認証実施団体

（認証実施団体）

第3条 指定者は、認証業務を適確に遂行するに足る能力を有していると認められる法人を、認証実施団体として指定し、当該法人と認証業務の委託に関する契約（以下「指定契約」という。）を締結することができる。なお、委託費は、無償とする。

2 認証実施団体の要件は、次に掲げるとおりとする。

一 営利を目的としない中立的な法人であること。

二 他の認証制度・認定制度等の運営の実績があること。

三 労働関係法令、自動車運送関係法令等に関する専門的な知識経験を有すること。

四 認証業務を適正に遂行するための体制を整備することができること。

五 認証業務を適正に遂行するための業務計画及び業務規程の策定・改廃を適切に行うことができること。

六 認証業務を適正に遂行するための経理的基礎を有すること。

七 認証業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 次のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。

- 一 法律若しくは法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
- 二 本要綱に規定する機関としての指定契約を解除され、その解除の日から三年を経過しない法人
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
- 四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人
- 五 政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。）
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法律若しくは法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - ロ 認証実施団体としての指定契約を解除された場合において、その解除の日前六月以内に認証実施団体の役員であった者でその解除の日から三年を経過しない者（申請方法等）

第4条 前条第1項に規定する指定を受けるための申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定者に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び代表者氏名
 - 二 前号に掲げるもののほか、指定者が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款
 - 二 他の認証制度・認定制度等の運営実績を有することを示す書類
 - 三 労働関係法令・自動車運送関係法令等に関する専門的な知識経験を有することを証する書類
 - 四 認証業務を適正に遂行するために必要な体制が整備されていること又は整備できることを証する書類
 - 五 認証業務を適正に遂行するための業務計画及び業務規程の策定・改廃を適切に行うことができることを証する書類
 - 六 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
 - 七 最近の三事業年度の貸借対照表及び収支計算書
 - 八 認証業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを証する書類
 - 九 前条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 十 申請手数料を示した書類
 - 十一 対面審査の実施方法等認証制度の信頼性を確保するための工夫、申請書類の作成等につ

いて申請者の負担を軽減するための工夫、申請者が負担する費用について申請者の負担を軽減するための工夫、認証事業者を早期に増加するための工夫及び求職者や荷主、旅行業者等の認知度を向上するための工夫を講じることについて、その検討内容を記載した書類

- 3 認証実施団体は、第1項に基づく申請をした後において、前条第2項及び第3項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく指定者に報告しなければならない。

(指定契約の有効期間等)

第5条 第3条第1項の指定契約の有効期間は、当該指定契約の日から起算して三年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認証業務を行おうとする認証実施団体は、その有効期間の更新を受けるための申請をしなければならない。

- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認証実施団体は、第1項の有効期間の満了の日の百八十日前から九十日前までの間に、更新の申請をしなければならない。

- 4 前項の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、同項の有効期間の満了後もその指定等がされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 前項の場合において、第2項の有効期間の更新がされたときは、その指定契約の有効期間は、従前の指定契約の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 6 第3条及び第4条の規定は、第2項の有効期間の更新の申請について準用する。ただし、第4条第2項各号に掲げる書類について、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認証実施団体の認証業務)

第6条 認証実施団体は以下に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認証申請の受付・審査
 - 二 申請書類の保管その他必要な事務
 - 三 運転者職場環境良好度認証制度に係るウェブサイトの開設・運営
 - 四 運転者職場環境良好度認証制度の周知・広報
 - 五 運転者職場環境良好度認証制度に係る問い合わせ等への対応
 - 六 認証業務に関する事務を行う事務局及び認証制度運営委員会の設置・運営
 - 七 運転者職場環境良好度認証制度の信頼性確保のために必要な措置
 - 八 運転者職場環境良好度認証制度の普及・発展等に資する調査・研究
 - 九 認証業務の適切な運営のために必要な機関の認定・監督
 - 十 前記各号に掲げる事務を適切に遂行するために必要な規程等の策定及び必要に応じた改定
 - 十一 その他運転者職場環境良好度認証制度の推進に資する取組
 - 十二 上記各号に掲げる業務の統括
- 2 認証実施団体は、第1項各号に掲げる認証業務の公正かつ適切な運営、持続可能性、認証制度の質の維持向上等を総合的に勘案し、指定者と協議をした上で、合理的な申請手数料等を定める。
 - 3 第1項各号に掲げる認証業務の詳細については、必要に応じ、指定者及び認証実施団体が協議の上、別に定める。

(秘密保持等)

第7条 認証実施団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、認証業務に関して知り得た情報及び秘密を漏らしてはならない。

2 認証実施団体は、認証業務に当たって知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法を定め、適切な情報管理体制を構築しなければならない。

(認証業務の適正の確保)

第8条 認証実施団体は、毎事業年度終了後、認証業務が本実施要綱その他関連規定に照らし、適正に遂行されているかどうかについて、認証制度運営委員会の評価を受けなければならない。

2 認証実施団体は、認証業務の中立性及び公正性を確保するため、認証業務に関し、認証実施団体及び認証業務に携わる者が不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(認証業務の休廃止)

第9条 認証実施団体は、指定者の承認を受けなければ、認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(改善指導等)

第10条 認証実施団体が、第3条第2項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定者は、当該認証実施団体に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、認証実施団体の認証業務が不適當であると認めるときは、指定者は、当該認証実施団体に対し、認証業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 指定者は、認証業務の実施状況について、認証実施団体に報告を求めることができる。

(指定契約の解除等)

第11条 指定者は、認証実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定契約を解除し、又は期間を定めて認証業務の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

一 不正の手段により指定を受けたとき

二 第3条第2項各号に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき

三 第3条第3項各号に該当するに至ったとき

四 前条第1項及び第2項に基づく必要な措置を速やかにとらないとき

五 前条第3項に基づく報告を速やかに行わないとき

六 前各号に掲げるもののほか、本要綱及び指定契約に基づく義務の履行を怠っている場合又は認証業務が著しく不適當であると指定者が認めるとき

2 認証実施団体は、前項の求めがあった場合には、当該求めの内容に応じ、速やかに、認証業務の廃止又はその全部若しくは一部の停止をしなければならない。

(認証制度運営委員会)

第12条 認証実施団体は、指定者を含む関係者で構成する認証制度運営委員会の審議を経て、認証業務の運営の方針を定める。

2 認証実施団体は、自動車運送事業等に関する学識経験を有する者、トラック、バス、タクシーの事業者団体・労働組合、国の関係職員を認証制度運営委員会の委員として選任する。なお、第3条第3項第6号イ及びロの規定は、認証制度運営委員会の委員について準用する。

- 3 認証制度運営委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 認証制度運営委員会は、この要綱に定める事項のほか、認証業務又は運転者職場環境良好度認証制度に関する重要事項について審議する。
- 5 認証実施団体は、認証制度運営委員会の審議結果を尊重しなければならない。認証実施団体が認証制度運営委員会の審議結果と異なる決定をした場合は、認証制度運営委員会に理由を説明しなければならない。
- 6 認証実施団体は、認証制度運営委員会の中立性及び公正性を確保するため、認証制度運営委員会の委員が、不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 7 認証制度運営委員会の運営等に係るその他必要な事項は、認証実施団体が別に定める。

(業務の再委託)

第13条 認証実施団体は、認証業務の一部を外部機関に再委託することができる。

- 2 前項の再委託をするときは、認証実施団体は、認証業務の中立性及び公平性を損なわないと認められる外部機関を指定しなければならない。
- 3 認証実施団体は、認証実施団体が本要綱及び指定契約に基づき指定者に負う義務と同等の義務を、必要に応じて、再委託先に課さなければならない。また、認証実施団体は、再委託先の認証業務に係る行為について、一切の責任を負うものとする。ただし、認証実施団体の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではない。
- 4 認証実施団体は、認証業務の中立性及び公正性を確保するため、第1項の再委託を受けた外部機関及び認証業務に携わる者が、不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(指定者による第三者への業務の委託)

第14条 指定者は、第11条の規定により認証実施団体の認証業務の全部若しくは一部の停止があった場合等必要があると認めるときは、認証業務の全部又は一部を当該認証実施団体以外の第三者に委託することができる。

- 2 前項の規定により第三者が認証業務を行うときは、認証実施団体に適用される規定を準用する。

(その他)

第15条 本要綱に定めるもののほか、認証実施団体の運営に必要な事項は、指定者と協議をした上で認証実施団体が別に定める。

第3章 関係機関

(認定推進機関)

第16条 認証実施団体は、日本の法律に基づいて設立された法人で、各地域や各業種等における運転者職場環境良好度認証制度の推進を適確に実施する能力があると認められる者を、指定者と協議をした上で、推進機関として認定することができる。

- 2 認定された推進機関は、各地域や各業種等における事業者への運転者職場環境良好度認証制度の周知広報又は助言指導その他必要な業務を実施するものとする。

(認証実施団体による業務の実施等)

第17条 認証実施団体は、必要があると認めるときは、第16条に規定する機関（以下「認定推進機関」という。）の業務を自ら行うことができる。

（協力等）

第18条 認証実施団体及び認定推進機関（以下「関係機関」という。）は、相互に連絡、協力するものとする。

2 関係機関は、運転者職場環境良好度認証制度に係る業務を実施することによって得られた成果物については、政策広報又は政策の企画立案等に使用するために指定者から求めがあった場合には、迅速に共有する等の協力をしなければならない。

3 関係機関は、指定者からの求めに応じ、指定者の行う施策と密に連携をしなければならない。

（その他）

第19条 第13条の規定は、認定推進機関を認証実施団体が認定する場合について準用する。

2 本要綱に定めるもののほか、認定推進機関の認定及びその運営に必要な事項は、指定者と協議をした上で認証実施団体が別に定める。

第4章 申出への対応

（申出への対応）

第20条 認証実施団体から受けた決定等について、認定推進機関又は事業者から申出があった場合における対応等については、認証実施団体が別に定める。

（その他）

第21条 本要綱に定めるもののほか、申出の対象及び手続に係る必要な事項は、認証実施団体が別に定める。

附 則

改廃等履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	令和元年6月24日	運転者職場環境良好度認証制度の導入に当たって本要綱を制定	令和元年6月24日